

アルコール基本法 実効性あるものに

全日本断酒連盟が大会

アルコールによる健康被害や社会問題を低減・解決するためのアルコール健康障害対策基本法（基本法）が昨年12月成立。ことし6月から施行されました。今回は「新たな断酒への船出」として同法施行後初の全国大会となりました。

大会では、中田理事長が「基本法を私たち当事者にとり、実効性あるものに肉付けしていこう。なにをしなればならないか、なにができるか論議し、新たな一歩を踏み出そう」とよびかけました。依存症者の家族・当事者6人が深刻な酒害体験とその克服への道についてのべました。

結婚当初からアルコール依存症の夫をもつ徳島県断酒会の藤川里美さんは、結婚12年目に「酒やめられるよ」という医師の言葉が再生のきっかけになりました。「依存症の家族に嫁いだおかげで断酒会と出会い、支えてもらい、9月に夫の断酒継続10年を迎えました」とのべました。

大会は基本法の基本的施策に当事者の要望が反映され、確実に実行されることなどを求める大会宣言を採択しました。

アルコール依存症者の自助組織、全日本断酒連盟（全断連・中田克宣理事長）は5日、北海道釧路市で「新たな断酒への船出、次の半世紀へ」をテーマに第51回全国大会を開催。約1720人が参加しました。



アルコール基本法を実効あるものにと開かれた全断連全国大会―5日、北海道釧路市